新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

テイクアウトやテラス営業などのための道路占用の許可基準を緩和しています

テラス営業の様子
（一関市大町）



岩手県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、県が管理する道路の沿道飲食店等の路上利用（テイクアウトやテラス営業など）の占用許可基準を緩和しています。この緩和措置の占用期間は、令和４年３月31日までとしていましたが、このたび令和４年９月30日まで延長することとしました。

申請は、個別の店舗ごとではなく、商店街振興組合や地元関係者の協議会などによる一括申請でお願いします。

緩和措置のポイント（赤字部分が変更点）	
内容	①　新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②　「３密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③　テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④　施設付近の清掃等に御協力いただけること
主体	市町村又は関係団体※１による一括占用※２ ※１　商店街振興組合、商工会、商工会議所、地元関係者の協議会、市町村が支援する民間団体など ※２　個別店舗ごとの申請はできません。 最寄りの広域振興局土木部、土木センターで申請を受け付けます。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※　歩道上においては、交通量が多い場所は3.5ｍ以上、その他の場所は２ｍ以上の歩行空間の確保が必要です。
占用料	免除（施設付近の清掃等に御協力いただける場合）
占用期間	令和４年９月30日まで（「令和４年３月31日まで」を延長）

【お問合せ】
岩手県県土整備部道路環境課　管理路政担当
〒020-8570　盛岡市内丸10番１号
ＴＥＬ：019-629-5876（直通）ＦＡＸ：019-629-9124